

○壬生町立学校体育施設開放に関する条例施行規則

昭和59年4月1日

教委規則第3号

改正 昭和63年6月29日教委規則第8号

平成元年3月24日教委規則第1号

平成元年9月27日教委規則第4号

平成6年8月29日教委規則第7号

平成24年3月7日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、壬生町立学校体育施設開放に関する条例（昭和59年壬生町条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、開放する学校体育施設等（以下「体育施設等」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(体育施設等開放校及び所在地)

第2条 体育施設等を開放する学校及び所在地は、次のとおりとする。

壬生町立壬生小学校	壬生町本丸二丁目3番7号
壬生町立藤井小学校	壬生町大字藤井1267番地
壬生町立壬生東小学校	壬生町落合三丁目5番21号
壬生町立睦小学校	壬生町大字壬生丁230番地1
壬生町立稲葉小学校	壬生町大字上稲葉881番地
壬生町立羽生田小学校	壬生町大字羽生田2139番地1
壬生町立壬生北小学校	壬生町大字北小林190番地
壬生町立安塚小学校	壬生町大字安塚2078番地
壬生町立壬生中学校	壬生町大字壬生甲2770番地
壬生町立南犬飼中学校	壬生町大字北小林743番地

(教育委員会及び校長の責任)

第3条 体育施設等の開放に関する事務は、壬生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するものとする。

2 この規則の運用に関して、体育施設等の開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(管理員)

第4条 開放校に管理員を置く。

2 管理員は、教育委員会の命を受け、体育施設等の利用に伴う利用者の危険防止及び施設、設備の管理に当たるものとする。

3 管理員は、非常勤とする。

(運営協議会)

第5条 教育委員会は、開放校毎に運営協議会を置く。

2 運営協議会は、開放場所、日時及び運営について、教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営協議会の委員は、校長若しくは教員、スポーツ推進委員、体育団体、子供育成会、PTA役員及び青少年団体指導者のうちから10人以内を教育委員会が委嘱するものとする。

(使用許可申請)

第6条 体育施設等の使用許可を受けようとするものは、壬生町に在住又は勤務するもので10人以上の団体を構成し、あらかじめ教育委員会が定める学校体育施設使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により承認を得た団体は、使用する日の20日前までに学校体育施設使用許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条の規定により、既に納付された使用料は、次の各号に該当するときは、全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により、使用することができなくなった場合

(2) 使用する日の7日前までに使用取消しの届出があった場合

2 使用料の還付を受けようとするものは、学校体育施設使用料還付請求書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条第4項の規定により、使用料の減免を受けようとするときは、学校体育施設使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 壬生町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年壬生町教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和63年教委規則第8号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第4号)

この規則は、平成元年11月1日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

決					
裁					

学校体育施設使用団体登録申請書	
年 月 日	
壬生町教育委員会教育長 様	
下記のとおり学校体育施設使用団体として登録します。	
記	
団 体 名	
代 表 者 住 所	壬生町 電話 番地 ()
代 表 者 氏 名	
活 動 目 的	
会 員 数	男 人 女 人 合計 人
代 表 者 勤 務 先	電話()

様式第2号(第6条関係)

決					
裁					

年 月 日	
壬生町教育委員会教育長 様	
住 所 団 体 名(法人名) 申請者氏名 電 話 番 号	
学校体育施設使用許可申請書	
壬生町立 学校の 使用について、壬生町立学校体育施設開放に関する条例及び同施行規則を固く守りますから許可くださるよう申請します。	
使用の目的又は 行事の名称	
主催者、後援者	
使 用 日 時	年 月 日 時 分～ 月 日 時 分まで
使 用 施 設	
参加チーム又は 人員	チー ム 人
使 用 責 任 者	電 話
その他必要事項	
使 用 料	無 料 有 料 ¥

上記の申請について許可します。

年 月 日

壬生町教育委員会教育長

許可の条件

様式第3号(第7条関係)

壬生町長 様

決				
裁				

年 月 日

住 所
団 体 名(法人名)
申請者氏名

学校体育施設使用料還付請求書

¥ _____

上記の使用料に係る _____ の使用については、下記理由のとおりである
ので還付されるよう請求します。

記

理 由 _____

日 時 _____

施 設 名 _____

振 込 先 _____ 銀行 _____
信用金庫 _____ 支店 _____

口 座 番 号 _____ 普通 _____
当座 _____

口座名義人 _____

そ の 他 _____

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

壬生町教育委員会教育長 様

住 所
団 体 名
申請者氏名
電 話 番 号

学校体育施設使用料減免申請書

年 月 日付けで許可のあった壬生町立学校体育施設の使用について、次のとおり使用料の減免を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

使用の目的又は 行事の名称	
主催者、後援者	
使 用 目 的	
減免を受けよう とする理由	
減免を受けよう とする使用料	¥

上記の申請について許可します。

年 月 日

壬生町教育委員会教育長

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)